

神奈川労働局発表
令和元年 7 月 12 日

担 当	労働基準部労災補償課
	課長 小川 明紀
	主任地方労災補償監察官 林 米男
	電話 045 (211) 7355
	FAX 045 (211) 7370

神奈川労働局における過労死等の労災補償状況（平成 30 年度）

神奈川労働局（局長 荻原 俊輔）は、平成 30 年度の「過労死等（※1）の労災補償状況」を取りまとめましたので、公表します。

1 脳・心臓疾患の労災補償状況（別添資料 1-1～5）

- (1) 請求件数 77 件（前年度比 +18 件）
- (2) 支給決定件数（※2） 5 件（前年度比 -9 件）
 - 業種別 「運輸業・郵便業」が 3 件で最多
 - 職種別 「輸送・機械運転従事者」が 4 件で最多
 - 時間外労働時間数別 「80 時間以上～100 時間未満」が 3 件で最多

2 精神障害の労災補償状況（別添資料 2-1～6）

- (1) 請求件数 156 件（前年度比 +27 件）
- (2) 支給決定件数 35 件（前年度比 +5 件）
 - 業種別 「医療・福祉」が 7 件で最多
 - 職種別 「専門的・技術的職業従事者」が 8 件で最多
 - 年齢別 「29 歳以下」が 11 件で最多
 - 時間外労働時間数別 「20 時間未満」が 12 件で最多
 - 出来事別 「仕事の量・質」を要因とするものが 13 件で最多

※1 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第 2 条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

※2 支給決定件数は、平成 30 年度中に「業務上」と認定した件数で、平成 30 年度以前に請求があったものを含まず。

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

(件)

区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
脳・心臓疾患	請求件数(全国)		763	795	825	840	877
	決定件数(全国)		637	671	680	664	689
	うち支給決定件数 (認定率)		277 (43.5%)	251 (37.4%)	260 (38.2%)	253 (38.1%)	238 (34.5%)
	請求件数(神奈川)		62	75	49	59	77
	決定件数(神奈川)		54	56	59	52	56
	うち支給決定件数 (認定率)		20 (37.0%)	19 (33.9%)	18 (30.5%)	14 (26.9%)	5 (8.9%)

注)1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

図1-1 脳・心臓疾患の労災請求・決定件数の推移(神奈川局)

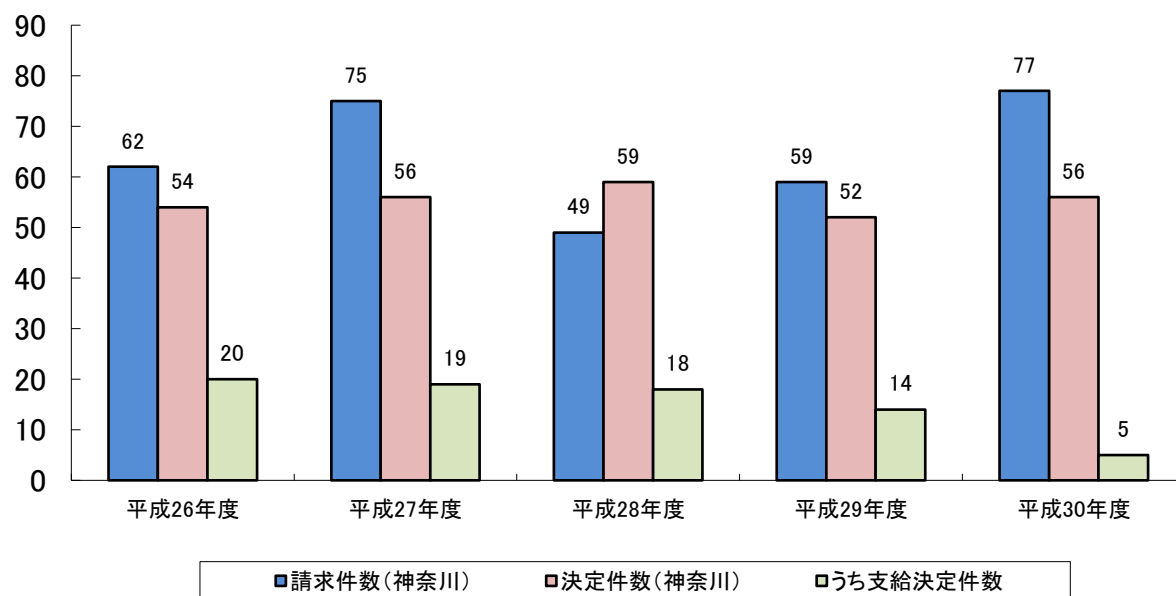


表1-2 業種別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

業種	脳・心臓疾患(全国)		脳・心臓疾患(神奈川県)	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業	3	4	0	0
製造業	24	28	1	0
建設業	17	14	0	0
運輸業, 郵便業	99	94	6	3
卸売業, 小売業	35	24	4	1
金融業, 保険業	0	1	0	0
教育, 学習支援業	3	2	0	0
医療, 福祉	2	6	0	0
情報通信業	6	4	0	0
宿泊業, 飲食サービス業	28	32	1	0
その他の事業(上記以外の事業)	36	29	2	1
合計	253	238	14	5

注) 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図1-2 業種別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)

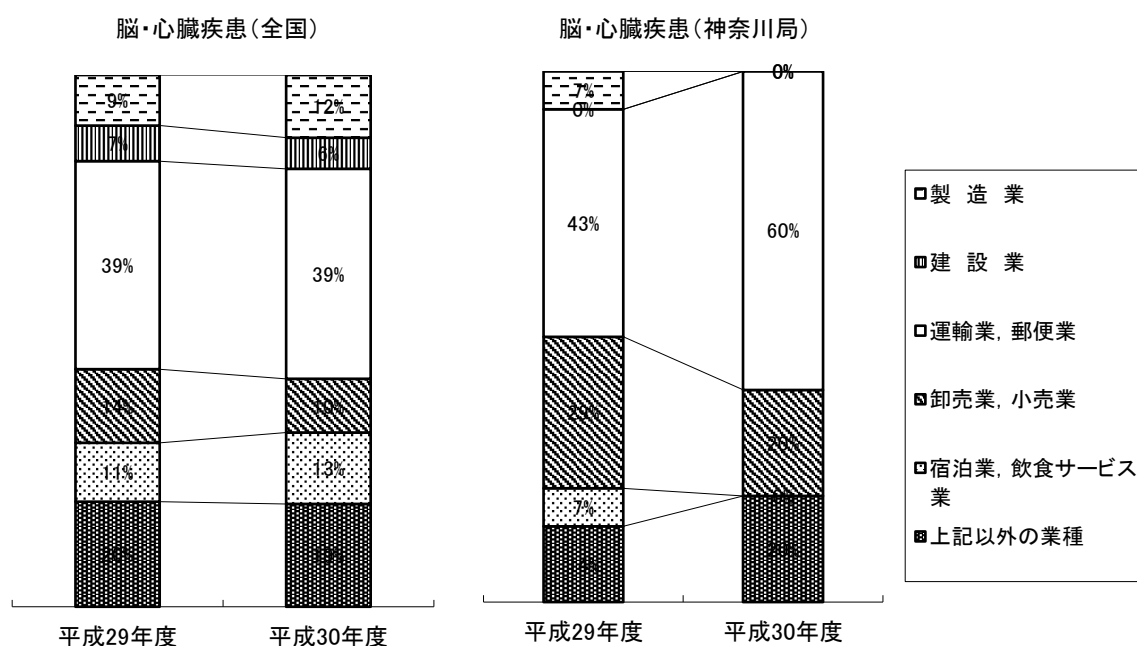


表1-3 職種別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

職種	年度	脳・心臓疾患(全国)		脳・心臓疾患(神奈川県)	
		平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
専門的・技術的職業従事者		25	21	0	0
管理的職業従事者		22	20	1	0
事務従事者		15	15	3	1
販売従事者		29	15	3	0
サービス職業従事者		36	33	1	0
輸送・機械運転従事者		89	88	5	4
生産工程従事者		10	14	1	0
その他の職種(上記以外の職種)		27	32	0	0
合計		253	238	14	5

注) 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。

図1-3 職種別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)

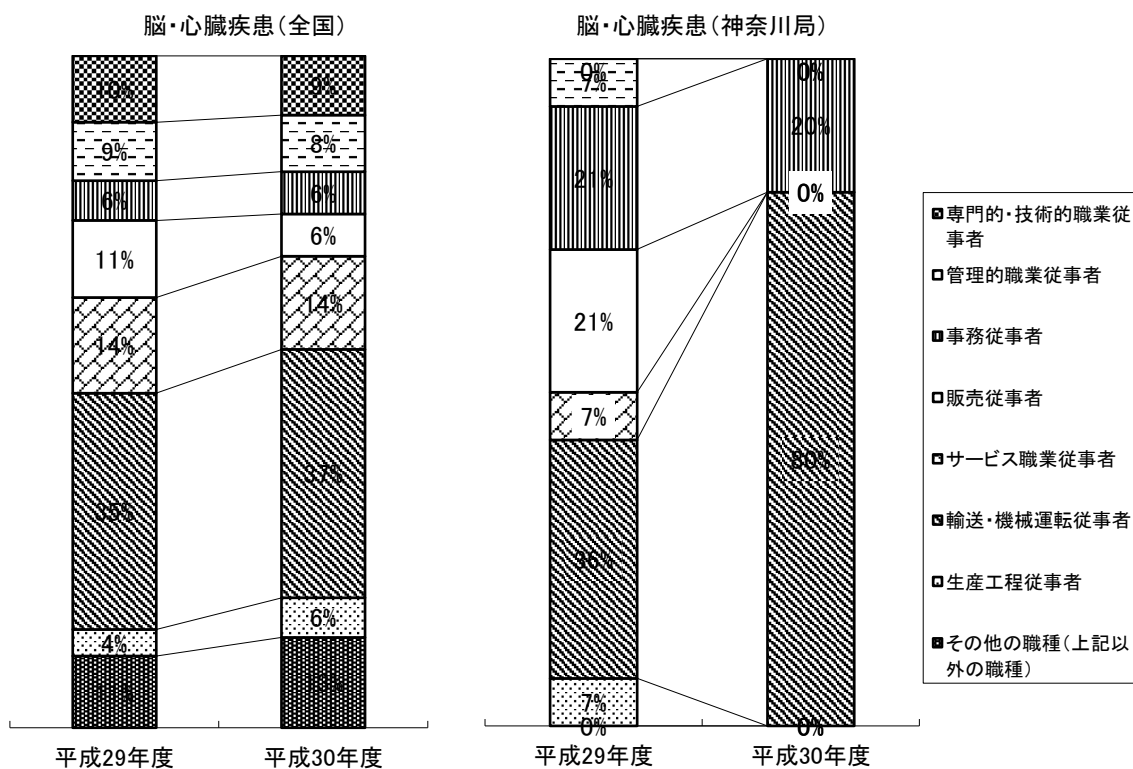


表1-4 年齢別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

年齢	脳・心臓疾患(全国)		脳・心臓疾患(神奈川県)	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
29歳以下	3	4	0	1
30~39歳	24	20	3	0
40~49歳	97	85	5	2
50~59歳	97	88	4	1
60歳以上	32	41	2	1
合計	253	238	14	5

図1-4 年齢別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)

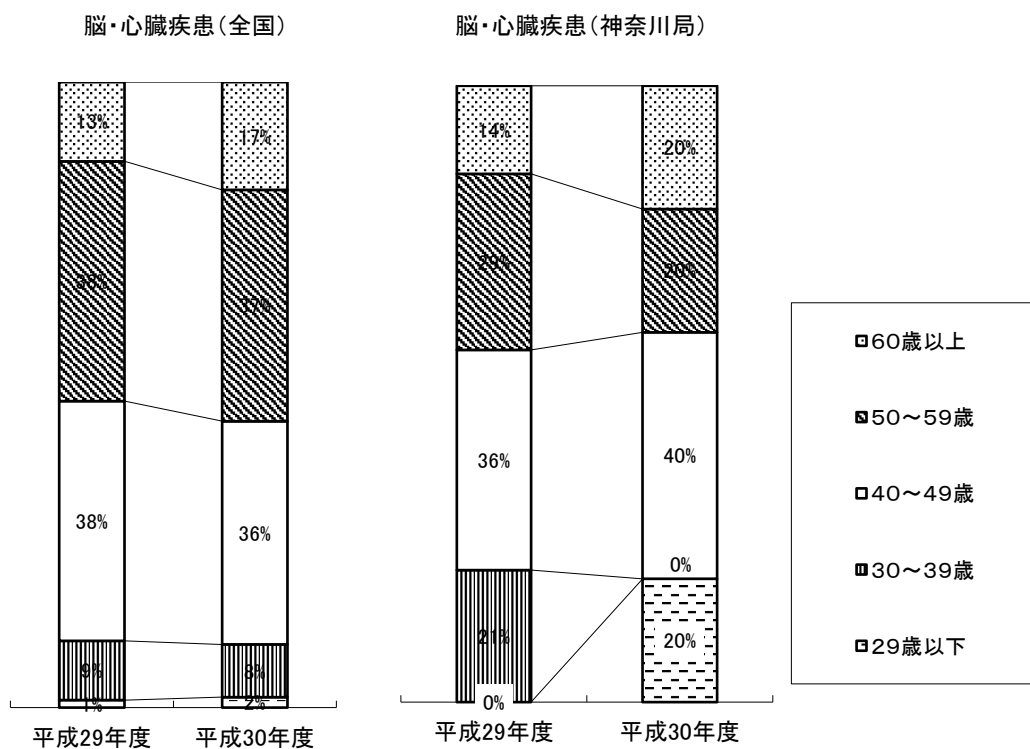


表1-5 脳・心臓疾患の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

(件数)

時間外労働時間	平成30年度			
	全	国	神	川
		内死亡		内死亡
45時間未満	0	0	0	0
45時間以上～60時間未満	2	1	0	0
60時間以上～80時間未満	13	6	1	0
80時間以上～100時間未満	88	28	3	1
100時間以上～120時間未満	54	24	1	1
120時間以上～140時間未満	30	6	0	0
140時間以上～160時間未満	17	5	0	0
160時間以上	19	10	0	0
合計	223	80	5	2

注) 本表は、支給決定事案のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」を除くものについて分類している。

表2-1 精神障害の労災補償状況

(件)

区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
精神障害	請求件数(全国)		1456	1515	1586	1732	1820
	決定件数(全国)		1307	1306	1355	1545	1461
	うち支給決定件数 (認定率)		497 (38.0%)	472 (36.1%)	498 (36.8%)	506 (32.8%)	465 (31.8%)
うち自殺 (未遂含む)	請求件数(全国)		213	199	198	221	200
	決定件数(全国)		210	205	176	208	199
	うち支給決定件数 (認定率)		99 (47.1%)	93 (45.4%)	84 (47.7%)	98 (47.1%)	76 (38.2%)
精神障害	請求件数(神奈川)		122	118	140	129	156
	決定件数(神奈川)		117	105	123	117	131
	うち支給決定件数 (認定率)		33 (28.2%)	38 (36.2%)	42 (34.1%)	30 (25.6%)	35 (26.7%)
うち自殺 (未遂含む)	請求件数(神奈川)		14	13	12	10	13
	決定件数(神奈川)		16	12	15	8	13
	うち支給決定件数 (認定率)		6 (37.5%)	4 (33.3%)	4 (26.7%)	2 (25.0%)	5 (38.5%)

注)1 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

図2-1 精神障害の労災請求・決定件数の推移(神奈川局)

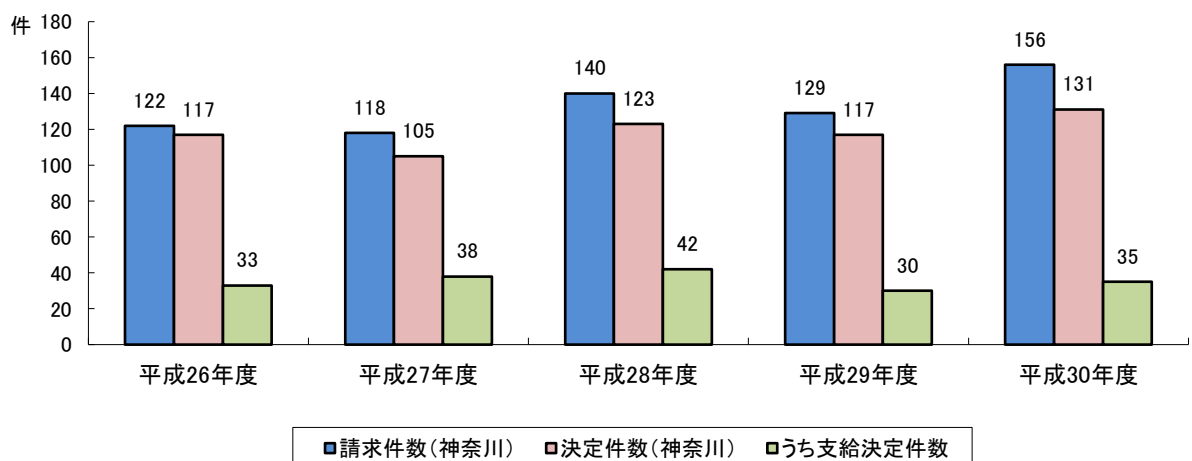


表2-2 業種別支給決定件数一覧(精神障害)

(件)

業種	精神障害(全国)		精神障害(神奈川県)	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業	3	2	0	0
製造業	87	82	2	4
建設業	51	45	5	6
運輸業, 郵便業	62	51	3	4
卸売業, 小売業	65	68	3	4
金融業, 保険業	10	8	0	0
教育, 学習支援業	8	13	0	2
医療, 福祉	82	70	5	7
情報通信業	34	23	3	1
宿泊業, 飲食サービス業	33	27	3	2
その他の事業(上記以外の事業)	71	76	6	5
合計	506	465	30	35

注) 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図2-2 業種別支給決定件数一覧(精神障害)

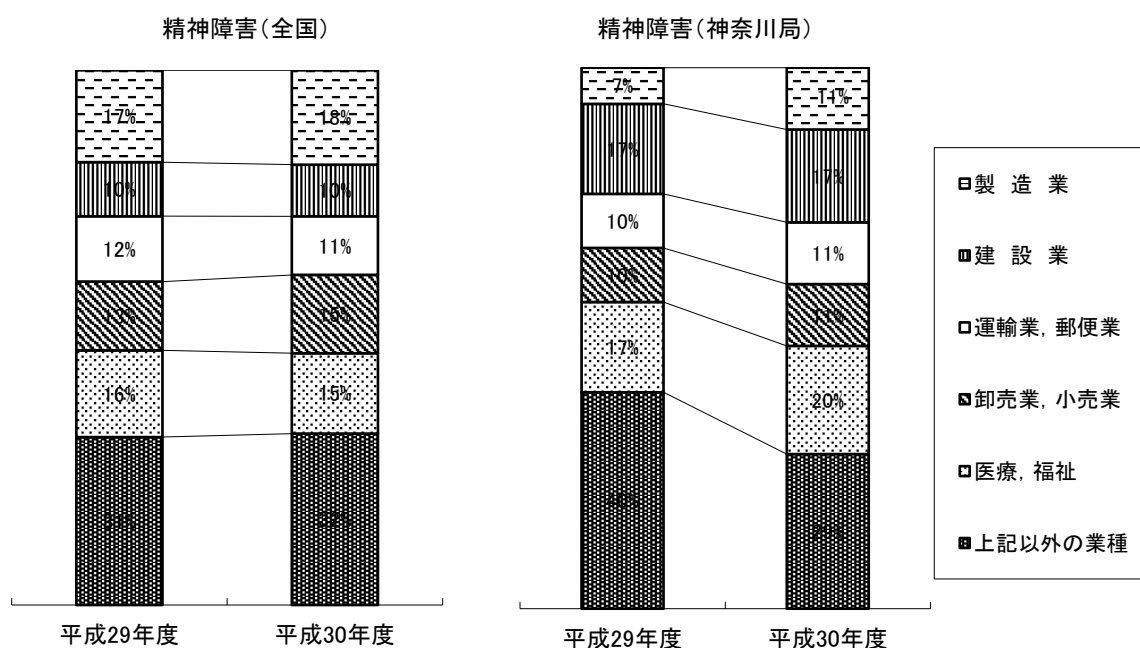


表2-3 職種別支給決定件数一覧(精神障害)

(件)

職種	精神障害(全国)		精神障害(神奈川県)	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
専門的・技術的職業従事者	130	118	6	8
管理的職業従事者	40	34	2	2
事務従事者	66	59	5	4
販売従事者	50	62	5	5
サービス職業従事者	70	59	3	7
輸送・機械運転従事者	42	40	2	2
生産工程従事者	56	50	2	3
その他の職種(上記以外の職種)	52	43	5	4
合計	506	465	30	35

注) 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業員などである。

図2-3 職種別支給決定件数一覧(精神障害)

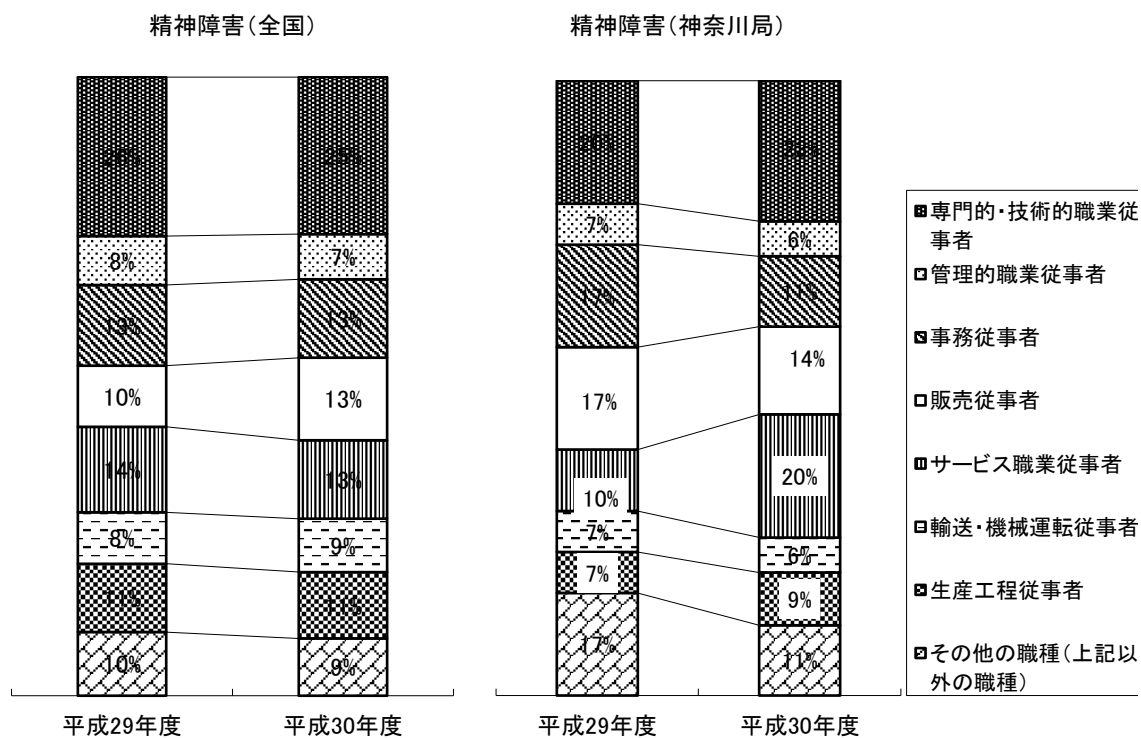


表2-4 年齢別支給決定件数一覧(精神障害)

(件)

年齢	精神障害(全国)		精神障害(神奈川県)	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
29歳以下	120	98	4	11
30~39歳	131	122	7	8
40~49歳	158	145	8	8
50~59歳	82	81	10	6
60歳以上	15	19	1	2
合計	506	465	30	35

図2-4 年齢別支給決定件数構成比(精神障害)

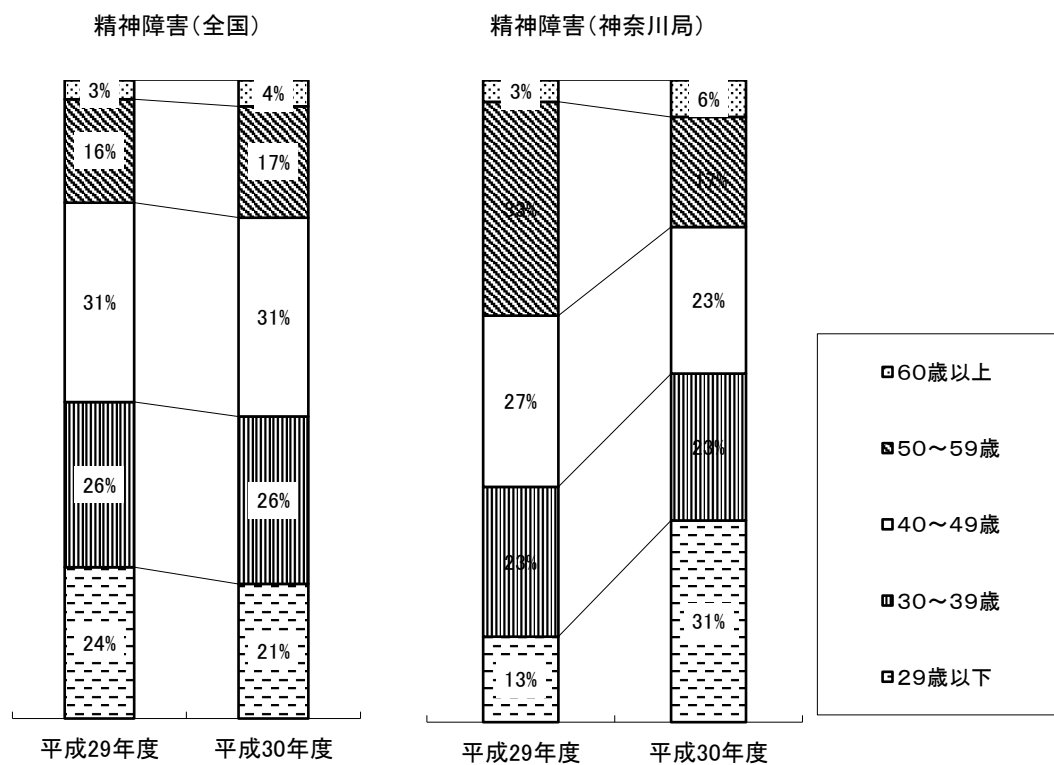


表2-5 精神障害の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

(件数)

時間外労働時間	平成30年度			
	全	国	神	川
		内自殺		内自殺
20時間未満	82	8	12	2
20時間以上～40時間未満	30	4	3	1
40時間以上～60時間未満	37	8	6	0
60時間以上～80時間未満	27	6	3	0
80時間以上～100時間未満	30	9	2	1
100時間以上～120時間未満	61	16	5	1
120時間以上～140時間未満	34	10	0	0
140時間以上～160時間未満	17	5	1	0
160時間以上	35	6	2	0
その他	112	4	1	0
合計	465	76	35	5

注) 「その他」の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

精神障害の出来事別決定及び支給件数一覧

(資料2-6)

(件数)

出来事の種類	具体的な出来事	平成30年度		
		決定件数	支給決定件数	
				内自殺
1 事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをした	6	2	0
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	14	7	0
2 仕事の失敗、過重な責任の発生	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	0	0	0
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事のミスをした	2	0	0
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた口	1	0	0
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	0	0	0
	業務に関連し、違法行為を強要された	0	0	0
	達成困難なノルマが課された	0	0	0
	ノルマが達成できなかった	1	0	0
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	3	0	0
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	5	1	1
	顧客や取引先からクレームを受けた	1	0	0
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0	0	0
	上司が不在になることにより、その代行を任された	0	0	0
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	15	6	0
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	3	3	0
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	4	4	1
	勤務形態に変化があった	0	0	0
	仕事のペース、活動の変化があった	1	0	0
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	2	1	0
	配置転換があった	2	0	0
	転勤をした	2	1	1
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	1	0	0
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	2	0	0
	自分の昇格・昇進があった	1	0	0
	部下が減った	0	0	0
	早期退職制度の対象となった	0	0	0
非正規社員である自分の契約満了が迫った	0	0	0	
5 対人関係	(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた口	11	5	1
	上司とのトラブルがあった	24	2	1
	同僚とのトラブルがあった	9	0	0
	部下とのトラブルがあった	2	0	0
	理解してくれていた人の異動があった	1	0	0
	上司が替わった	0	0	0
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0	0	0
6 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	1	0	0
7 特別な出来事		3	3	0
8 その他		14	0	0
合計		131	35	5

注) 1 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による。

2 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

3 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。